

守谷市地域防災計画（案）

（風水害対策編）

平成31年 月

守谷市地域防災計画（風水害対策編）改訂（改定・修正）履歴

守谷市地域防災計画（風水害対策編）

番号	改定・修正区分	改定・修正完了年月日	改定・修正概要
1	全面改定	平成年月日	10年ぶりに全面改定
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			

目 次

第1章	総則	
第1節	地域防災計画（風水害対策編）の概要	
第1	目的	1-1
第2	計画の位置づけ	1-1
第3	県地域防災計画との関係	1-1
第4	計画の修正・見直し	1-1
第5	用語の意義	1-1
第2節	基本方針	1-2
第3節	市の防災環境	
第1	自然環境の特性	1-2
第2	社会的環境の特性	1-2
第3	土砂災害警戒区域等の状況	1-2
第4	風水害の歴史	1-3
第4節	防災関係機関の処理する事務又は業務の大綱	1-6
第2章	風水害予防計画	
第1節	風水害対策組織と情報・通信ネットワークの整備	
第1	対策に携わる組織整備	2-1
第2	互応援体制の整備	2-1
第3	防災組織等の活動体制の整備・育成	2-1
第4	情報・通信ネットワークの整備	2-1
第2節	風水害に強いまちづくり	
第1	防災まちづくりの推進	2-2
第2	地盤災害防止対策の推進	2-2
第3	治水計画	2-2
第4	市民等の安全確保対策	2-2
第5	竜巻災害時の安全確保	2-4
第6	文化財等の保護の推進	2-6
第7	事前復興対策の実施	2-6
第3節	風水害被害軽減への備え	
第1	緊急輸送手段の確保	2-7
第2	消防、救急・救助活動の強化	2-7
第3	医療・救護活動の整備	2-7
第4	被災者支援のための備え	2-7
第5	避難行動要支援者、要配慮者の安全確保のための備え	2-7
第6	帰宅困難者の安全確保のための備え	2-7
第7	燃料不足への備え	2-7
第8	廃棄物・汚水処理への備え	2-7
第9	資機材の整備	2-7
第10	地区の孤立対策	2-7
第4節	防災教育・訓練	
第1	防災教育	2-9
第2	防災訓練	2-9
第3章	風水害応急対策計画	
第1節	初動対応	
第1	職員の配備と動員	3-1
第2	災害対策本部等の設置等	3-1
第2節	災害情報の収集・伝達・分析・報告	
第1	気象情報の種類及び発表基準等	3-2
第2	情報の収集・伝達・報告	3-5

目次

第3	被害情報等の収集・集約・分析	3-5
第4	通信・情報手段の確保	3-5
第5	広報活動	3-5
第3節	派遣・応援要請及び円滑な受援	
第1	自衛隊派遣要請・受入体制の確保	3-6
第2	応援要請・受入体制の確保	3-6
第3	防災関係機関等との連携	3-6
第4節	被害軽減対策	
第1	緊急輸送手段の確保	3-7
第2	物流拠点の確保・運用	3-7
第3	消火、救急・救助活動	3-7
第4	医療救護活動	3-7
第5	対応能力向上活動	3-8
第6	財政措置	3-8
第7	燃料確保計画	3-8
第8	二次災害の防止策	3-8
第5節	避難対策	
第1	避難・誘導	3-9
第2	施設利用者の安全対策	3-9
第3	避難所運営	3-9
第4	避難生活における健康の確保	3-9
第6節	被災者生活支援	
第1	被災者への広報活動	3-10
第2	生活物資の供給	3-10
第3	要配慮者支援対策	3-10
第4	応急教育・保育等対策	3-11
第5	災害ボランティア活動支援	3-11
第6	帰宅困難者対策	3-11
第7	ペット保護対策	3-11
第7節	災害救助法の適用	3-12
第8節	応急・復旧・事後処理	3-12
第1	住宅応急対応策	3-12
第2	ライフライン施設の応急復旧	3-12
第3	清掃処理	3-12
第4	交通の確保・障害物の除去	3-13
第5	行方不明者捜索	3-13
第6	遺体処理、火葬、埋葬	3-13
第9節	農地・農業計画	3-14
第10節	地区の孤立対策	3-14
第4章	災害復旧・復興計画	
第1節	被災者生活の安定	
第1	り災証明書の発行	4-1
第2	住宅等被害認定調査	4-1
第3	災害義援金品の配布	4-1
第4	被災者支援対応	4-1
第5	生活資金の支給・融資	4-1
第6	被災者生活再建支援制度の適用	4-1
第7	中小企業等の再建支援	4-2
第2節	公共施設の災害復旧	4-2
第3節	激甚災害の指定	4-2
第4節	復興事業の推進	4-2

第 1 章

第 1 章 総 則

第 1 節 地域防災計画（風水害対策編）の概要

第 1 目 的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という）第 42 条の規定に基づき守谷市域に係る防災に関する事項及び業務について、関係機関等の協力を含め総合的に定め、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、被害を軽減し市の安寧の確保、秩序を維持することを目的とする。この際、各地区の防災力の向上に配慮する。

風水害対策編は、災害の性質を考慮し、地震災害対策編とは別に定める。

なお、地震災害対策編に記載されている項目で、本編で同様の記述となる項目については、地震災害対策編の記載箇所を読み替え準用（以下「準用」という。）するように記述した。

第 2 計画の位置づけ

地震災害対策編 第 1 章 第 1 節 第 2 「計画の位置づけ」を準用する。

第 3 県地域防災計画との関係

地震災害対策編 第 1 章 第 1 節 第 3 「県地域防災計画との関係」を準用する。

第 4 計画の修正・見直し

地震災害対策編 第 1 章 第 1 節 第 4 「計画の修正・見直し」を準用する。

第 5 用語の意義

地震災害対策編 第 1 章 第 1 節 第 5 「用語の意義」を準用する。

第2節 基本方針

市は、災害における被害を最小化する「減災」の考え方を基本方針として、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、総則、風水害予防計画、風水害応急対策及び風水害復旧・復興対策を含ませ総合的に計画する。この際、「自助」「共助」「公助」が三位一体となった安心・安全のまちを目指す。

第3節 市の防災環境

第1 自然環境の特性

1 位置、地勢及び地質

地震災害対策編 第1章 第3節 第1 1「位置、地勢及び地質」を準用する。

2 河川

本市は、南側を利根川、西側を鬼怒川、北側を小貝川の3河川が囲み、利根川沿いの低地を大野川、五反田川、羽中川の小河川が貫流して利根川に注いでいる。

また、利根川沿いに、菅生調節池、稲戸井調節池の洪水調節施設がある。

(1) 利根川

本市は、利根川全体のうち中流部に位置する。利根川は、その左岸が上流側の野田市境から下流側の取手市境までの約7 kmにわたっている。利根川は、本市における治水利水両面において、重要な役割を担う河川である。

なお、利根川は、一級河川として国が管理を行っており、国土交通省利根川上流河川事務所の管轄となっている。

(2) 鬼怒川

本市は、鬼怒川全体のうち下流部に位置する。鬼怒川は、上流側の常総市境から南下し、本市西側で利根川に合流している。

なお、鬼怒川は、利根川と同様に一級河川として国が管理を行っており、滝下橋を境として上流側が国土交通省下館河川事務所、下流側が国土交通省利根川上流河川事務所の管轄となっている。

(3) 小貝川

小貝川は、本市の北部一帯における治水利水両面において重要な役割を担う河川である。

なお、小貝川も利根川、鬼怒川と同様に、一級河川として国が管理を行っており、国土交通省下館河川事務所の管轄となっている。

(4) 大野川

大野川は、利根川沿いの低地を本市の東側から南側に流れ、一帯の治水利水の役割を担い、五反田川と合流し、羽中川に注いでいる。

なお、大野川は、一級河川として県が管理しており、竜ヶ崎工事事務所の管轄となっている。

(5) 五反田川

五反田川は、高野地区の東側を流れ、一帯の治水利水の役割を担い、大野川に合流する。なお、五反田川は、大野川と同様に、一級河川として県が管理しており、竜ヶ崎工事事務所の管轄となっている

(6) 羽中川

羽中川は、本市の南側を利根川沿いに流れ、一帯の治水利水の役割を担い、大野川と合流し、取手市で利根川に注いでいる。

なお、羽中川は、大野川、五反田川と同様に、一級河川として県が管理しており、竜ヶ崎工事事務所の管轄となっている。

(7) 稲戸井調節池

稲戸井調節池は、本市の南側、利根川沿いに位置し、取手市にまたがり、鬼怒川及び小貝川の合流量を調節することにより、利根川本川の水流量に影響を与えないことを目的とする洪水調節施設である。排水門×2、越流堤×1を有する。

なお、国土交通省利根川上流河川事務所が管轄している。

(8) 菅生調節池

菅生調節池は、本市の西側に位置し、利根川と鬼怒川に囲まれており、稲戸井調節池、田中調節池（千葉県側）と共に、洪水時に鬼怒川及び小貝川からの合流量を調整し利根川本川への影響を与えないことを目的とする洪水調節施設である。排水門×1、越流堤×1を有する。

なお、国土交通省利根川上流河川事務所が管轄している。

第2 社会的環境の特性

地震災害対策編 第1章 第3節 第2「社会的環境の特性」を準用する。

第3 土砂災害警戒区域等の状況

平成22年に土砂災害防止法（平成12年法律第57号）に基づき、土砂災害警戒区域等が下記のとおり市内に22箇所指定されている。

凡例 急傾斜地崩壊危険箇所

I：人家5戸以上等の箇所

II：人家1～4戸の箇所

III：人家はないが今後、新規の住宅立地等が見込まれる箇所

○急傾斜地崩壊危険箇所 I

番 号	箇 所 番 号	箇 所 名
1	561-I-002-1	野木崎
	561-I-002-2	
	561-I-002-3	
	561-I-002-4	
	561-I-002-5	
2	561-I-003-1	野木崎-2
	561-I-003-2	
3	561-I-004-1	大柏-1
	561-I-004-2	
4	561-I-005	みずき野六丁目

○急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

番 号	箇 所 番 号	箇 所 名
1	561-Ⅱ-001-1	板戸井-1
	561-Ⅱ-001-2	
2	561-Ⅱ-002	板戸井-2
3	561-Ⅱ-003	大柏-2
4	561-Ⅱ-004	板戸井-3
5	561-Ⅱ-005	高野-2
6	561-Ⅱ-006	板戸井-6

○急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲ

番 号	箇 所 番 号	箇 所 名
1	561-Ⅲ-001	板戸井-4
2	561-Ⅲ-002-1	板戸井-5
	561-Ⅲ-002-2	
3	561-Ⅲ-003	大柏-3
4	561-Ⅲ-004	けやき台三丁目

第4 風水害の歴史

本市を取り巻く3河川（利根川、鬼怒川、小貝川）の流路は、江戸幕府の「利根川の東遷」と呼ばれる河川整備事業により、利根川が人為的に銚子から太平洋に注ぐ流路に変更され、またその事業の一環として、鬼怒川と小貝川が分離されてそれぞれ利根川に注ぐ流路に変更され、現在の水系が作られた。そして、江戸末期の江戸川流量の減少対策及び明治末期以降の河川改修事業の進展により利根川自体の氾濫は減少したが、利根川から小貝川への逆流による水害が目立つようになり、さらに近年では、鬼怒川流域における関東・東北豪雨に見られるような短時間大量降雨による水害が発生している。

なお、本市においては、風水害の記録が極端に少ないが、過去に洪水による被害を受けたこともあった。近年は堤防や排水樋管等の整備により、大規模な浸水被害は少なくなった。

県における過去の風水害及びその災害の歴史について、昭和16年以降の水戸地方気象台「茨城県の気象災害の記録」及び県の資料等により下表に整理する。

県の風水害被害（昭和16年以降）

発生日月	災害名	災害の概要	県内の被害等
1941.7.19 ～22 昭和16年	台風8号と梅雨前線豪雨	台風による暴風雨のほかに関東北部に梅雨前線があったため、豪雨となった。	死者・不明者6名、負傷者0名、全壊流出289棟、半壊113棟、床上浸水23,787棟
1947.9.15 昭和22年	カスリン台風	日本の南方海上にあった前線が台風接近に伴い本州内陸部へ移動・停滞し豪雨となった。	死者・不明者74名、負傷者24名、全壊流出294棟、半壊146棟、床上浸水11,996棟
1948.9.16 昭和23年	アイオン台風	房総半島に上陸、海上での強い勢力を維持し続けたため、激しい暴風雨となった。	死者・不明者3名、負傷者3名、全壊流出251棟、床上浸水210棟

第1章 総則

発生年月日	災害名	災害の概要	県内の被害等
1950.8.2 昭和 25 年	台風 11 号	勝浦付近に上陸、宇都宮から新潟にぬけ、高気圧が本州東方～日本海にかけて張出したため、経路の東側で大雨となった。	死者・不明者 10 名、負傷者 659 名、全壊流出 3 棟、半壊 15 棟、床上浸水 3,932 棟
1961.6.27 ～30 昭和 36 年	昭和 36 年梅雨前線豪雨	梅雨前線が活発化しながら北上・停滞、台風 6 号の影響もあり豪雨となった。	死者・不明者 12 名、負傷者 7 名、全壊流出 14 棟、半壊 21 棟、床上浸水 1,754 棟
1966.6.28 昭和 41 年	台風 4 号	夕方から夜半にかけて房総沖から鹿島灘に抜け、台風の影響を受けた前線のため、大雨となった。	死者・不明者 6 名、負傷者 2 名、全壊流出 12 棟、半壊 13 棟、床上浸水 442 棟
1969.8.23 昭和 44 年	台風 9 号	薩摩半島西岸に上陸し、北東進して、本県下で風雨が強く、竜巻も発生した。	死者・不明者 2 名、負傷者 93 名、全半壊 57 棟、床上浸水不明
1977.9.19 昭和 52 年	台風 11 号	茨城県沖を北東進したため、雨が強くなり、県北部中心に大きな被害を出した。	死者・不明者 4 名、負傷者 6 名、全壊流出不明、半壊不明、床上浸水 370 棟
1981.8. 4 ～5 昭和 56 年	台風 15 号	千葉県館山付近に上陸後、茨城県内を北上し、東北地方を縦断。茨城県の降水量は少量だったが、利根川上流の大雨により利根川が小貝川に逆流し堤防が決壊、龍ヶ崎市付近が洪水となった。	死者・不明者 0 名、負傷者 4 名、全壊流出 0 棟、半壊 46 棟、床上浸水 463 棟
1986.8. 4 ～5 昭和 61 年	台風 10 号と低気圧	急速に速度を落としながら房総半島を縦断、水戸の東の海上を三陸へ進んだ結果、台風と低気圧の影響で、記録的な大雨が降り、河川の溢水、決壊が相次いだ。	死者・不明者 4 名、負傷者 14 名、全壊流出 8 棟、半壊 20 棟、床上浸水 6,980 棟
1990.9.19 ～20 平成 2 年	台風 19 号	紀伊半島に上陸、東北進し三陸沖に抜けたため、県内全域で降雨、南部の一部地域で竜巻が発生した。	死者・不明者 0 名、負傷者 2 名、全壊流出 0 棟、半壊 0 棟、床上浸水 0 棟
1998.9.15 ～17 平成 10 年	台風 5 号	静岡県に上陸、その後関東地方から東北地方を縦断したため雨風が強くなった。	死者・不明者 0 名、負傷者 5 名、全壊流出 0 棟、半壊 1 棟、床上浸水 20 棟
2002.10.1 平成 14 年	台風 21 号	三浦半島を通過し、川崎市付近に上陸後、茨城県を横断し東北地方の太平洋側を北上した。	死者・不明者 0 名、負傷者 16 名、全壊流出 0 棟、半壊 0 棟、床上浸水 0 棟
2004.10.8 ～9 平成 16 年	台風 22 号	伊豆半島に上陸後、千葉市付近から茨城県南部を通過、県全域で強風・大雨となる。	死者・不明者 0 名、負傷者 6 名、全壊流出 0 棟、半壊 0 棟、床上浸水 11 棟

第1章 総則

発生年月日	災害名	災害の概要	県内の被害等
2007.9.6 ～7 平成 19 年	台風 9 号	関東地方南海上を北上, 神奈川県に上陸, その後関東地方を北上し, 県内で大雨となる。	死者・不明者 0 名, 負傷者 10 名, 全壊流出 0 棟, 半壊 1 棟, 床上浸水 21 棟
2009.10.7 ～8 平成 21 年	台風 18 号と竜巻	8 日昼に茨城県に最接近し大雨となり, 土浦市, 龍ヶ崎市及び利根町で竜巻が発生した。	死者・不明者 0 名, 負傷者 14 名, 全壊流出 0 棟, 半壊 235 棟, 床上浸水 1 棟
2011.9.21 ～22 平成 23 年	台風 15 号	台風の影響で県内所々の総降水量が 100 mm を超え, 最大は北茨城市花園で 288 mm を記録した。	死者・不明者 1 名, 負傷者 14 名, 全壊流出 1 棟, 半壊 24 棟, 床上浸水 50 棟
2012.5.6 平成 24 年	竜巻	東海地方から東北地方にかけて大気が非常に不安定となり 12:30 頃に常総市～つくば市に F3, 筑西市～桜川市に F1, 真岡市～常陸大宮市に F2 の竜巻が発生し大きな被害を受けた。	死者・不明者 1 名, 負傷者 41 名, 全壊 89 棟, 半壊 193 棟 ※竜巻の強さを F で表し, 尺度を下記の様に区分する。 F0: 軽微被な被害 F1: 中程度の被害 F2: 大きな被害 F3: 重大な被害 F4: 深刻な大被害 F5: 甚大な壊滅的被害 F6: 未曾有長壊滅的な被害
2015.9.10 平成 27 年	関東・東北豪雨(台風 18 号)	日本海を北東に進む台風 18 号から変わった温帯低気圧に向かって南から湿った空気が流れ込んだ影響で, 線状降水帯が発生し 24 時間降水量が観測史上最多を更新した。	死者・不明者 3 名, 負傷者 54 名, 全壊流出 50 棟, 半壊・床上浸水 4,114 棟

第4節 防災関係機関の処理する事務又は業務の大綱

風水害に関し、市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者はおおむね次の事務又は業務を処理する。

第1 守谷市が処理する事務、業務

地震災害対策編 第1章 第4節 第1「守谷市が処理する事務、業務」を準用する。

第2 常総地方広域市町村圏事務組合が処理する事務、業務

地震災害対策編 第1章 第4節 第2「常総地方広域市町村圏事務組合が処理する事務、業務」を準用する。

第3 常総衛生組合が処理する事務、業務

地震災害対策編 第1章 第4節 第3「常総衛生組合が処理する事務、業務」を準用する。

第4 茨城県が処理する事務、業務

地震災害対策編 第1章 第4節 第4「茨城県が処理する事務、業務」を準用する。

第5 指定地方行政機関が処理する事務、業務

地震災害対策編 第1章 第4節 第5「指定地方行政機関が処理する事務、業務」を準用する。

第6 自衛隊が処理する事務、業務

地震災害対策編 第1章 第4節 第6「自衛隊が処理する事務、業務」を準用する。

第7 指定公共機関が処理する事務、業務

地震災害対策編 第1章 第4節 第7「指定公共機関が処理する事務、業務」を準用する。

第8 指定地方公共機関が処理する事務、業務

地震災害対策編 第1章 第4節 第8「指定地方公共機関が処理する事務、業務」を準用する。

第9 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者が処理する事務、業務

地震災害対策編 第1章 第4節 第9「その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者が処理する事務、業務」を準用する。

第2章

第2章 風水害予防計画

第1節 風水害対策組織と情報・通信ネットワークの整備

第1 対策に携わる組織整備

地震災害対策編 第3章 第1節 第1「対策に携わる組織整備」を準用する。

第2 相互応援体制の整備

地震災害対策編 第3章 第1節 第2「相互応援体制の整備」を準用する。

第3 防災組織等の活動体制の整備・育成

地震災害対策編 第3章 第1節 第3「防災組織等の活動体制の整備・育成」を準用する。

第4 情報・通信ネットワークの整備

地震災害対策編 第3章 第1節 第4「情報・通信ネットワークの整備」を準用する。

第2節 風水害に強いまちづくり

第1 防災まちづくりの推進

地震災害対策編 第3章 第2節 第1「防災まちづくりの推進」を準用する。

第2 地盤災害防止対策の推進

地震災害対策編 第3章 第2節 第5「地盤災害防止策の推進」を準用する。

第3 治水計画

河川の整備，内水施設の整備を推進するとともに，洪水関連情報等の提供と啓発を通じて，市民等の安全確保対策の強化を図る。

項 目	担 当 課
河川整備の推進	交通防災課，建設課
内水施設の整備	交通防災課，建設課

1 河川整備の推進

利根川，鬼怒川，小貝川は，国土交通省の直轄河川で，河川氾濫等の災害防備対策が進んでいる。市は，国県の実施する協議会等に参加し，今後過去に例を見ない気象現象，正確な予想が困難な局地的な大雨・短時間強雨（以下「ゲリラ豪雨」という。）などによる水害等に備え，総合的な治水対策の推進を求める。

2 内水施設の点検・操作

市は，集中豪雨等により内水処理機能が飽和状態に達して発生する家屋の床上，床下浸水等を未然に防止するため，樋門，樋管の管理点検・操作を行う。

第4 市民等の安全確保対策

項 目	担 当 課
洪水関連情報等の提供と啓発	交通防災課，秘書課
タイムラインの運用	交通防災課
情報入手と共有	交通防災課，秘書課
市から発令される避難情報	交通防災課
地下空間の浸水対策	交通防災課，建設課
土砂災害警戒地域への情報伝達	交通防災課

1 洪水関連情報等の提供と啓発

市は，市民に分かりやすい情報の提供に努め，自主避難・自己防衛に向けた支援対策として以下の事項を実施し，市民の「自助」意識の啓発に努める。

- (1) 広報紙，ホームページ，市民生活総合支援アプリ「Morinfo(もりんぷお)」(以下「Morinfo」という。)により洪水関連情報の提供を行う。
- (2) ハザードマップにより，あらかじめ洪水予報・警報の伝達方法，指定避難所，指定緊急避難場所，土砂災害警戒区域等の周知徹底を図る。

2 タイムラインの運用

市は、避難指示、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始情報等を発令する場合は、国県等の助言及び災害事象の特性を踏まえ、避難が必要な区域を示す。

また、「守谷市災害時初動対応マニュアル」、「守谷市災害時行動マニュアル」に基づき、利根川、鬼怒川、小貝川の「台風による洪水を対象とした避難勧告発令等に着目したタイムラインタイムライン」を、機会を失することなく的確に運用する。

- 「台風による洪水を対象とした避難勧告発令等に着目したタイムライン（防災行動計画）（H30年3月版）守谷市（利根川）（資料編：水-02-001）」
- 「台風による洪水を対象とした避難勧告発令等に着目したタイムライン（防災行動計画）（H30年3月版）守谷市（鬼怒川）（資料編：水-02-002）」
- 「台風による洪水を対象とした避難勧告発令等に着目したタイムライン（防災行動計画）（H30年3月版）守谷市（小貝川）（資料編：水-02-003）」

3 情報の入手と共有

市は、国（気象庁、国土交通省）及び県が行う気象情報の発表を、積極的に種々の情報入手手段等を通じて、入手するとともに、水戸地方气象台の活用、国土交通省利根川上流河川事務所及び同下館河川事務所とのホットラインを活用し情報を共有する。

また、リエゾン（注1）要請及びリエゾン派遣による情報共有・支援機材要請等において密接に協力を図る。

（注1）：連絡要員のこと

4 市が発令する避難情報

市は、避難が必要な区域に対し下記の避難情報を、本章第2節第5-2「タイムラインの運用」に基づき、機会を失することなく的確に判断し発令する。この際、機会を失せず、空振りをおそれてはならない。

（1）避難準備・高齢者等避難開始

避難準備・高齢者等避難開始とは、洪水予報、水防警報、河川の水位や堤防の状況等の情報等を受けて、市長が総合的に判断し必要と認めるとき、必要な区域において避難準備・高齢者等（要配慮者）への避難行動の開始を求めることをいう。

市は、利根川、鬼怒川、小貝川が避難判断水位（市からの避難準備等の避難情報を発表する目安となる水位）に到達した場合は、必要な地域において避難準備と高齢者等（要配慮者）の避難行動の開始を求める。

（2）避難勧告

避難勧告とは、利根川、鬼怒川又は小貝川の水位の状況が氾濫危険水位に到達する前の状況（利根川、鬼怒川、小貝川のタイムラインによる。）で、浸水想定地域の居住者等に対して避難の勧告を尊重することを期待して、避難のために立ち退きを促すことをいう。（法的強制力はなく、当該地域の居住者を拘束するものではない。）

市は、利根川、鬼怒川、小貝川が氾濫危険水位（市からの避難勧告の避難情報を発表する目安となる水位）に到達しようとする場合は、必要な地域において避難勧告を発する。

（3）避難指示（緊急）

避難指示（救急）とは、利根川、鬼怒川又は小貝川の水位（氾濫危険水位に到達する前）の状況や気象状況から、堤防のひび割れ等災害前兆現象が現れ、人的被害の発生が目前に

切迫している場合、避難勧告から切り替えて、当該地域の居住者等を避難のために立ち退かせることをいう。

(法的拘束力はなく、「勧告」より強いが、指示に従わなかった者に対して直接強制するものではない。)

市は、利根川、鬼怒川、小貝川が氾濫危険水位（市からの避難勧告の避難情報を発表する目安となる水位）に到達しようとする状況等において、災害前兆等により必要と認める場合は、必要な地域において避難指示（緊急）を発令する。

(4) 判断の参考にする過去の事例

利根川の栗橋観測所（埼玉県久喜市所在：国土交通省利根川上流河川事務所管理）の水位が氾濫注意水位 5.0mを越えると、約 6 時間後に守谷市利根川左岸堤防の越流堤を越える。また、その後大利根運動公園へ流入の可能性もある。

5 地下空間の浸水対策

マンション等の地下駐車場及び道路等のアンダーパス（掘り下げ式になっている道路をいう。）におけるゲリラ豪雨や洪水による浸水災害の発生を防ぐための対策を推進する。

(1) 危険性の周知徹底

市は、地下駐車場等の管理者に対して、地下空間における浸水災害の危険性を周知する。道路等のアンダーパスについては、広報紙、ホームページ、Morinfo、ハザードマップ及び現地への看板設置等の手段で市民に対して注意喚起を行う。

(2) 地下空間の実態把握

市は、地下駐車場、道路等のアンダーパスといった地下空間の浸水被害が発生しそうな施設等について、関係機関と連携し実態調査に努め、最新の危険箇所の位置情報を把握する。

(3) 地下空間への浸水災害の予防

市内の道路等のアンダーパスでの浸水災害が発生しそうな箇所においては、監視システムのセンサーを設置して降雨状況を監視している。危険な状態が予想される場合は設置されている監視システムから担当職員にメールが送信され、通行止め等の対処を行う。

6 土砂災害警戒地域への情報伝達

市は、気象情報の土砂災害警戒警報が発令された場合、避難所等を開設するとともに、土砂災害警戒地域等の居住者各戸に対し、電話等により直接避難勧告等が発令等する。

第5 竜巻災害時の安全確保

「竜巻注意情報」が発表された場合は、特に監視体制を強化し、その変化に注意するとともに、市民に対しエリアメール、メールもりや、Morinfo、SNS 等を活用して情報を提供し、災害の予防を図る。

項目	担当課
市民の「竜巻注意情報」等の情報入手	交通防災課，秘書課，企画課
「竜巻注意情報」が発令された場合の予防対策	交通防災課
竜巻が間近に迫った場合の予防対策	交通防災課，学校教育課，児童福祉課，介護福祉課

1 市民の「竜巻注意情報」等の情報入手

(1) 「竜巻発生確度ナウキャスト」「雷ナウキャスト」の活用

局地的に発生し、急激に発達する激しい突風や雷による災害の防止・軽減に向けて、竜巻等の発生確度や雷の激しさを予測するため、「竜巻発生確度ナウキャスト」(注1)、「雷ナウキャスト」(注2)からの情報を入手する。

(2) 県の「竜巻注意情報」の活用

市民が、「竜巻注意情報」(注3)を入手できるように市の広報紙、ホームページ等を活用して、茨城県防災情報メールへの登録を促進する。

(<http://www.pref.ibaraki.jp/mobile/saigai-bousai/bousai-mail/index.html>)

(3) Morinfo の活用

上記情報を市民が素早く入手ができるよう、Morinfoにおいて、より簡単に活用できるシステムを構築する。

(注1) 竜巻発生確度ナウキャストは、竜巻が今にも発生する(発生している)可能性の程度を気象ドップラーレーダー等のデータから推定するシステムである。

また、推定密度を10kmメッシュで解析し、1時間後(10分～60分先)までの予測を行い、10分毎に更新し提供している。

(注2) 雷ナウキャストは、雷の激しさや雷発生の可能性を1kmメッシュで解析し、1時間後(10分～60分先)までの予測を行い、10分毎に更新し提供している。

(注3) 竜巻注意情報は、雷、突風、ひょう等の発生に際し注意を呼び掛けるもので、雷注意報が発表されている状況の下で、さらに竜巻やダウンバースト(下降気流で極端に強いものをいう。)、ガストフロント(上昇気流を伴った小規模な前線、突風前線のことをいう。)のような激しい突風現象の発生するおそれが高まった場合に発表される。

2 「竜巻注意情報」が発表された場合の予防対策

(1) 「竜巻注意情報」が発表された場合の予防対策の啓発

人が大勢集まる野外行事、テントが使用されたり、子ども・高齢者が参加する野外活動、高所足場等での作業やクレーンを用いる作業のように、竜巻等に対する安全確保にある程度の時間を要する場合には、早めの避難開始をするよう啓発する。

また、竜巻は積乱雲の下で発生するため、発達した積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保方法について啓発する。

(2) 竜巻接近の兆候(発達した積乱雲が近づく兆し)とは

- ・真っ黒な雲が近づき、周囲が急に暗くなる。
- ・雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする。
- ・ヒヤッとした冷たい風が吹き出す。
- ・大粒の雨やひょうが降り出す。

3 竜巻が間近に迫った場合の予防対策

すぐに身を守るための行動がとれるように、次の行動を啓発する。

(1) 屋外での行動

- ① 頑丈な建造物の物陰に入って身を小さくする。
- ② 物置や車庫・プレハブ（仮設建築物）は危険なので、中に入らない
- ③ 空いている建物のシャッターは閉める。
- ④ 電柱や太い樹木であっても倒壊することがあり危険であるので近づかない。

(2) 屋内での行動

- ① 建物の1階の窓のない部屋に移動する。
- ② 窓やカーテンを閉める。
- ③ 大きなガラス窓の下や周囲は大変危険であるため、窓から離れる。
- ④ 丈夫な机やテーブルの下に入るなど、身を小さくして頭を守る。

4 小・中学校、保育所及び介護施設等の予防対策

竜巻は、発生予測が難しく竜巻注意情報の精度にも限界があるとともに、その移動速度も速いことなどから、発生時には小・中学校、保育所等及び介護施設等の管理者の迅速な対応が求められる。

小・中学校、保育所及び介護施設等では、施設の特性や児童生徒、園児及び被介護者の特性に応じて、竜巻に対応できる研修及び訓練等を促し、竜巻からの被害の軽減の取り組みに努める。

第6 文化財等の保護の推進

地震災害対策編 第3章 第2節 第7「文化財等の保護の推進」を準用する。

第7 事前復興対策の実施

地震災害対策編 第3章 第2節 第8「事前復興対策の実施」を準用する。

第3節 風水害被害軽減への備え

第1 緊急輸送手段の確保

風水害による被害を最小限にとどめるためには、被害が予想される地域または被害のある地域への交通規制を適時・的確に行うとともに、緊急通行車両の調達及び交通経路（緊急輸送道路）確保のための道路障害物の除去等を、迅速に行うことが望まれ、その事前対策として、交通規制箇所、緊急輸送道路を指定するとともに、交通規制のための資材、道路の障害物を除去する資機材、車両及び緊急通行車両の調達体制の整備に努める。

地震災害対策編 第3章 第3節 第1「緊急輸送手段の確保」を準用する。

第2 消防、救急・救助活動の強化

地震災害対策編 第3章 第3節 第2「消防、救急・救助活動の強化」を準用する。

第3 医療・救護活動の整備

地震災害対策編 第3章 第3節 第3「医療・救護活動の整備」を準用する。

第4 被災者支援のための備え

地震災害対策編 第3章 第3節 第4「被災者支援のための備え」を準用するとともに、風水害時の指定避難所の細部については「守谷市防災ハザードマップ」に示す。

第5 避難行動要支援者、要配慮者の安全確保のための備え

地震災害対策編 第3章 第3節 第5「避難行動要支援者、要配慮者の完全確保のための備え」を準用する。

第6 帰宅困難者の安全確保のための備え

地震災害対策編 第3章 第3節 第6「帰宅困難者の安全確保のための備え」を準用する。

第7 燃料不足への備え

地震災害対策編 第3章 第3節 第7「燃料不足への備え」を準用する。

第8 廃棄物・汚水処理への備え

地震災害対策編 第3章 第3節 第8「廃棄物・汚水処理への備え」を準用する。

第9 資機材の整備

災害による被害を未然に防止し、または拡大を防止するために、水防用資機材の整備の推進に努める。

項 目	担 当 課
水防用資機材の整備	交通防災課，建設課

1 水防用資機材の整備

市及び防災関係機関は、保有している水防用資機材について、水防体制強化のために毎年梅雨や台風最盛期の前に点検を行い、不足するものは補給・備蓄するとともに必要な資機材の整備・充実を図る。

第10 地区の孤立対策

市には、利根川、鬼怒川及び小貝川における洪水発生時において、その地形的な条件から一時的な浸水により、孤立する事態が想定される地区がある。

市、国、県及び防災関係機関は、浸水により孤立するおそれのある地区の救援等について、相互に情報伝達ができる体制を整え、孤立の未然防止を図るとともに、被災状況の早期把握、住民の救出・救助活動等の迅速な対応をあらかじめ検討し、市民の安全確保を図る。

項 目	担 当 課
孤立地区対策	交通防災課, 建設課, 常総広域消防本部, 消防団

1 孤立地区対策

(1) 孤立地区に対する対策

市及び防災関係機関等は、孤立地区の発生を未然に防止するため、下記の対策に取り組む。

- ① 孤立のおそれのある地区については、自主防災組織、地区の消防分団との連携を深め、災害発生時における防災情報の共有体制の整備を図る。また、自主防災組織を育成・強化し、区域内の防災力の向上を図る。
- ② 孤立のおそれのある場合は、早期に避難所への避難を促すとともに、孤立が逼迫する状況に際しては、MCA 無線を地区の集会所等に配置するとともに、通信ネットワーク構成は、予備チャンネルで対応し、通信の確保に努める。
- ③ 孤立のおそれのある地区において、必要に応じ、救出・救助や物資空輸等のための緊急ヘリポートを選定・確保する。
- ④ 電気通信事業者に対し、孤立防止のためポータブル衛星車両及び衛星携帯電話の配置などについて依頼する。
- ⑤ 道路管理者は、国、県と定期的に道路整備状況等について情報交換を行う。

(2) 孤立地区発生時における避難対策

① 孤立地区に対する集団避難の避難勧告・避難指示（緊急）

孤立が予想される地区においては、速やかに集団で避難するように避難勧告又は避難指示（緊急）を行い、自主防災組織や消防団と連携し、市民等が取り残される事態等の防止に努める。

② 水害等により取り残される事態が発生する恐れのある場合の緊急避難

水害等により取り残される事態が発生する恐れのある場合には、浸水地区内にあっても、2階以上の階高を有する建物等への避難を誘導し、被災者の救援を図る。

第4節 防災教育・訓練

第1 防災教育

災害による被害を最小限にとどめるためには、市民の一人ひとりが日頃から風水害に対する認識を深め、災害から自らを守り（自助）、お互いに助け合うという意識と行動（共助）が必要である。このため、市は、県や防災関係機関とともに、防災教育活動（公助）を推進する。

また、防災対策要員（職員）は、市民の先頭に立って対策を推進していく必要があるため、各種災害とその対策に関する知識と高い意識を身に付けられるよう防災教育・訓練に努める。

なお、防災教育・訓練を実施する際、要配慮者対策に十分考慮するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するように努める。

地震災害対策編 第3章 第4節 第1「防災教育」を準用する。

第2 防災訓練

災害時に迅速かつ的確な行動を取るためには、日常からの訓練が重要である。関係機関相互の連携の下、災害発生時の対応行動の習熟が図れるよう対応行動を訓練するなど、災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な訓練を定期的、継続的に実施していく必要がある。この際、より実践的な発災対応型訓練を行うことにより、訓練の結果から得られた課題、検証の結果を踏まえ、次年度へフィードバックし、修正・対応するとともに、マニュアル等の修正、仕組や対策の具体的な見直しを行う。

また、訓練の実施に当たっては、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

地震災害対策編 第3章 第4節 第2「防災訓練」を準用する。

第 3 章

第3章 風水害応急対策計画

第1節 初動対応

市は、市内及び近隣市町において風水害が発生した場合、直ちに警戒本部又は災害対策本部の体制を整え、防災関係機関と一致協力して、災害応急対策を行う。同時にできる限り災害の拡大を防止し、被災者の救援・救護・避難誘導を行い、被害の発生を最小限にとどめるための施策を展開しなければならない。また、風水害が予想されるか、発生した後、あらかじめ定められた職員は勤務時間内、時間外を問わず速やかに参集し、所定の業務に当たるものとする。

実施項目	担当班
職員の配備と動員	災害対策本部事務局統括班, 総合対応部総務班
災害対策本部の設置等	災害対策本部事務局統括班

第1 職員の配備と動員

地震災害対策編 第4章 第1節 第1「職員の配備と動員」を準用する。

- 【実施業務内容】
- 「守谷市災害時初動対応マニュアル」(第2章)
 - 「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第1節 第1)

第2 災害対策本部等の設置等

地震災害対策編 第4章 第1節 第2「災害対策本部等の設置等」を準用する。

- 【実施業務内容】
- 「守谷市災害時初動対応マニュアル」(第2章)
 - 「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第1節 第2)

第2節 災害情報の収集・伝達・分析・報告

風水害発災前後の気象情報、災害情報及び関係機関からの活動情報は、応急対策を効果的に実施する上で必要不可欠である。

このため必要な通信・情報手段を確保し、災害情報の収集・伝達を迅速に行い、それを的確に分析し活用しなければならない。また、県、関係機関等に対する報告、市民等に対する広報等は、機を失せず適時・適切に実施する。

実施項目	担当班
気象情報の種類及び発表基準等	統括班
情報の収集・伝達・報告	災害対策本部事務局情報班, 総合対応部広報・報道班
被害情報等の収集・集約・分析	災害対策本部事務局情報班, 総合対応部広報・報道班
通信・情報手段の確保	災害対策本部事務局情報班, 災害対策本部事務局統括班
広報活動	総合対応部広報・報道班

第1 気象情報の種類及び発表基準等

1 気象情報

気象庁水戸地方気象台は、県内に災害が発生するおそれのある場合は、注意報、警報、特別警報等を発表し、関係機関に通報する。その内容は、次のとおりである。

【気象情報の定義】

気象情報の種類	定 義
特別警報	警報の発表基準をはるかに超え、重大な災害が起こるおそれ著しく高まっている場合に発表
警 報	重大な災害が起こるおそれがある旨を警告して行う予報
注意報	災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報
予 報	観測の成果に基づく現象の予想の発表
情 報	台風、豪雨その他の異常気象について、その実況や推移を説明するもの

【守谷市の警報・注意報等の発表基準】

警報・注意報名		基 準 等	
警 報	大雨（浸水害）	雨量基準	1時間雨量 70mm
		表面雨量指数基準	20
	大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準	129
		洪水	雨量基準
	複合基準		—
	指定河川洪水予報による基準		小貝川[小貝川水海道], 鬼怒川[鬼怒川水海道], 利根川中流部[芽吹橋]
	暴風	平均風速	20m/s
暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10 cm	
注意報	大雨	雨量基準	1時間雨量 30mm
		表面雨量指数基準	8
		土壌雨量指数基準	89
	洪水	雨量基準	1時間雨量 30mm
		複合基準（指数）	利根川流域 = (5, 124)
		指定河川洪水予報による基準	小貝川[小貝川水海道], 鬼怒川[鬼怒川水海道], 利根川中流部[芽吹橋]
	強風	平均風速	12m/s
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5 cm
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度 40%, 実効湿度 60%	
	低温	夏期：最低気温 15℃以下が2日以上継続 冬期：最低気温 -7℃以下	
霜	早霜・晩霜期に最低気温 3℃以下		
着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合		
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm	

【基準表の見方】

用語等	概要
雨量基準	対象区域に雨が降り、対象区域内の河川で増水、氾濫等が発生する場合の雨量の基準
表面雨量指数基準	短時間強雨による浸水危険度の高まりを表した指数の基準
土壌雨量指数基準	降った雨による土砂災害危険度の高まりを表した指数の基準 (雨が降りやんだ後も、土壌雨量指数の高い状態が続く場合がある)
複合基準	対象区域の上流域で降った雨と対象区域内で降った雨により、対象区域内の河川で増水、氾濫等が発生する場合の危険度の高まりを表した指数の基準(設定されていない河川がある。)
指定河川洪水予報による基準	氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報を発表するため、河川の[]内に記載する基準観測点を示す(各基準点が氾濫注意水位、避難判断水位又は氾濫危険水位に達した場合)
その他	基準が設定されていない場合は「-」で示す。

2 洪水予報

国土交通省が洪水により重大な被害が生ずるおそれがあると認めて、国土交通省関東地方整備局と気象庁が共同で発表する利根川の洪水予報、国土交通省下館河川事務所と水戸地方気象台が共同で発表する鬼怒川、小貝川の洪水情報は、次のとおりである。

(1) 洪水予報の種類

分類	基準
氾濫注意情報 (洪水注意報)	予報区域のいずれかの基準地点の水位が氾濫注意水位に到達し、更に水位の上昇が見込まれる場合に発表する。
氾濫警戒情報 (洪水警報)	予報区域のいずれかの基準地点の水位が氾濫危険水位に到達することが見込まれる場合、あるいは、避難判断水位に到達し、更に水位の上昇が見込まれる場合に発表する。
氾濫危険情報 (洪水警報)	予報区域のいずれかの基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき速やかに発表する。
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生した後、速やかに発表する。
氾濫注意情報解除 (洪水注意報解除)	氾濫注意水位を下回ったときに発表する。

(2) 予報地点

河川名	水位観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
利根川	芽吹橋	2.00m	5.00m	7.10m	7.70m
鬼怒川	鬼怒川水海道	1.50m	3.50m	4.80m	5.50m
小貝川	小貝川水海道	3.80m	4.60m	6.10m	6.50m

(3) 洪水情報

国土交通省は、洪水時に住民の主体的な避難を促進するため、市に対して、利根川、鬼怒川、小貝川の洪水情報を、市民に対しては緊急速報メールを活用し、携帯電話等に対し配信する。

【配信する情報】

配信対象河川において、「河川氾濫のおそれがある（氾濫危険水位に到達した）情報」及び「河川氾濫が発生した情報」を配信

配信する情報	配信契機
河川氾濫のおそれがある情報	配信対象河川の基準観測所の水位が氾濫危険水位に到達し、氾濫危険情報が発表されたとき
河川氾濫情報が発生した情報 （河川の水が堤防を越えて流れ出ている情報）	配信対象河川の基準観測所の受持区間で河川の水が堤防を越えて流れ出る事象が発生し、氾濫発生情報が発表されたとき
河川氾濫情報が発生した情報 （堤防が壊れ河川の水が大量に溢れ出している情報）	配信対象河川の基準観測所の受持区間で堤防が壊れ、河川の水が大量に溢れ出る事象が発生し、氾濫発生情報が発表されたとき

3 洪水警報の危険度分布（気象庁HP）

気象庁では、河川の上流に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水リスクが高まるかを把握するための指数として「流域雨量指数」を用いている。この流域雨量指数により洪水害（注1）の危険度の高まりを判定して、「洪水警報の危険度分布」を提供している。

「洪水警報の危険度分布」は、流域雨量指数の3時間先までの予測値が洪水警報等の基準に到達したかどうかを地図上に5段階で色分け表示したものである。

（注1）大雨や融雪などを原因として、河川の流量が異常に増加することによって堤防の浸食や決壊、橋の流失等が起こる災害のこと。

色が持つ意味	住民等の行動の一例	基準への到達状況と予想される状況	
極めて危険 すでに警報基準 の一段上の 基準に到達	流域雨量指数の実況値が過去の重大な洪水害発生時に匹敵する値にすでに到達。 重大な洪水害（家屋の床上浸水等）がすでに発生しているおそれが高い極めて危険な状況		
非常に危険 3時間先までに 警報基準の一段 上の基準に到達 すると予想	重大な洪水害が発生するおそれが「警戒」よりも更に高まると予想されており、水位が氾濫注意水位を超えていれば避難勧告が発令される非常に危険な状態 ○避難勧告等が発令されている場合 速やかに避難を開始する。 ○避難勧告等が発令されていない場合 水位が氾濫注意水位等を超えている場合、速やかに避難を開始することが必要となる。	流域雨量指数の3時間先までの予測値が、過去の重大な洪水害発生時に匹敵する値（警報基準の一段上の基準）に到達すると予想	河川が更に増水し、今後氾濫するおそれが高い 重大な洪水害（家屋の床上浸水等）が発生するおそれが高い。
警戒 3時間先までに 警報基準に 到達すると予想	重大な洪水害が発生するおそれがあり、水位が水防団待機水位等を超えていれば避難準備・高齢者等避難開始が発令される状況となっている。 ○避難準備・高齢者等避難開始が発令されている場合 避難の準備をして早めに避難を心掛ける。 ○避難準備・高齢者等避難開始が発令されていない場合。 水位が水防団待機水位等を超えている場合には、避難の準備をして早めに避難を心掛ける。 ※高齢者等は速やかに避難を開始する。	流域雨量指数の3時間先までの予測値が、重大な洪水害が発生しうる値（警報基準）に到達すると予想	河川が更に増水し、今後氾濫する恐れがある。 重大な洪水害（家屋の床上浸水等）が発生するおそれがある。
注意 3時間先までに 注意報基準に 到達すると予想	今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に注意する。	流域雨量指数の3時間先までの予測値が、軽微な洪水害が発生しうる値（注意報基準）に到達すると予想	河川が増水し、軽微な洪水害（道路冠水や家屋の床下浸水等）が発生するおそれがある。
今後の情報等に留意	今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に注意する。		普段と同じ状況で、雨の時は、雨水が河川に集まり流れる。

第2 情報の収集・伝達・報告

地震災害対策編 第4章 第2節 第1「情報の収集・伝達・報告」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第2節 第1)

【洪水予報伝達系統図】

- 「利根川洪水予報伝達系統図」(資料編：水—03—001)
- 「鬼怒川洪水予報伝達系統図」(資料編：水—03—002)
- 「小貝川洪水予報伝達系統図」(資料編：水—03—003)

【水防警報伝達系統図】

- 「利根川水防警報伝達系統図」(資料編：水—03—004)
- 「鬼怒川水防警報伝達系統図」(資料編：水—03—005)
- 「小貝川水防警報伝達系統図」(資料編：水—03—006)

第3 被害情報等の収集・集約・分析

地震災害対策編 第4章 第2節 第2「被害情報等の収集・集約・分析」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第2節 第2)

第4 通信・情報手段の確保

地震災害対策編 第4章 第2節 第3「通信・情報手段の確保」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第2節 第3)

第5 広報活動

地震災害対策編 第4章 第2節 第4「広報活動」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第2節 第4)

第3節 派遣・応援要請及び円滑な受援

大規模な風水害が発生した場合、その災害応急対策活動には膨大な労力と諸機材等を必要とすることから、市は、市の行政機関だけでは対応が不十分となり、関係機関等への要請が必要と判断した場合、躊躇し時機を失することなく派遣・応援要請を行うものとする。この際、円滑な受援体制を確保するため、事前の十分な準備と調整、災害情報・被災者情報等の収集に留意する。

実施項目	担当班
自衛隊派遣要請・受入体制の確保	災害対策本部事務局統括班
応援要請・受入体制の確保	災害対策本部事務局統括班
防災関係機関等との連携	災害対策本部事務局統括班

第1 自衛隊派遣要請・受入体制の確保

地震災害対策編 第4章 第3節 第1「自衛隊派遣要請・受入体制の確保」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第3節 第1)

第2 応援要請・受入体制の確保

地震災害対策編 第4章 第3節 第2「応援要請・受入体制の確保」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第3節 第2)

第3 防災関係機関等との連携

地震災害対策編 第4章 第3節 第3「防災関係機関等との連携」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第3節 第3)

第4節 被害軽減対策

大規模な災害が発生した場合、被害を軽減するため広範囲な対策を講じ、市民の安全を確保していかなければならない。このため、急激に増加する緊急輸送需要に対応し、支援物資等の物流状況の的確な把握と円滑な物流システムの運営を実施するとともに、効果的かつ組織的な活動と関係機関等と協力・連携した消火、救助・救急活動、医療活動を推進し、併せて、二次災害の防止策を講じることが重要である。

また、これを支える市職員等の対応能力を向上させるための施策と適正な財政措置を講じる。この際、災害対応行動を迅速・確実にするため、使用する燃料を確保することに留意する。

実施項目	担当班
緊急輸送手段の確保	災害対策本部事務局物資調達・配送班, 財政班
物流拠点の確保・運用	災害対策本部事務局物資調達・配送班
消火, 救助・救急活動	—
1 消火活動	消防部消防班, 災害対策本部事務局総務班
2 救助・救急活動	災害対策本部事務局総務班, 災害対策本部事務局情報班, 消防部消防班
医療救護活動	福祉・救護・避難支援部救護・防疫班
対応能力向上活動	—
1 職員活用計画	総合対応部総務班, 災害対策本部事務局財政班, 福祉・救護・避難支援部避難所班
2 職員補充計画	総合対応部総務班
3 24時間勤務体制移行計画	総合対応部総務班
4 職員の健康管理及び安全管理	総合対応部総務班, 福祉・救護・避難支援部救護・防疫班
財政措置	災害対策本部事務局財政班
燃料確保計画	災害対策本部事務局財政班
二次災害の防止策	生活基盤対応部土木班, 生活基盤対応部建築班

第1 緊急輸送手段の確保

地震災害対策編 第4章 第4節 第1「緊急輸送手段の確保」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第4節 第1)

第2 物流拠点の確保・運用

地震災害対策編 第4章 第4節 第2「物流拠点の確保・運用」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第4節 第2)

第3 消火, 救急・救助活動

1 消火活動

地震災害対策編 第4章 第4節 第3 1「消火活動」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第4節 第3-1)

2 救急・救助活動

地震災害対策編 第4章 第4節 第3 2「救急・救助活動」を準用する。

第3章 風水害応急対策計画

- 【実施業務内容】 ● 「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第4節 第3-2)

第4 医療救護活動

地震災害対策編 第4章 第4節 第4 「医療救護活動」を準用する。

- 【実施業務内容】 ● 「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第4節 第4)

第5 対応能力向上活動

1 職員活用計画

地震災害対策編 第4章 第4節 第5 1 「職員活用計画」を準用する。

- 【実施業務内容】 ● 「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第4節 第5-1)

2 職員補充計画

地震災害対策編 第4章 第4節 第5 2 「職員補充計画」を準用する。

- 【実施業務内容】 ● 「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第4節 第5-2)

3 24時間勤務体制移行計画

地震災害対策編 第4章 第4節 第5 3 「24時間勤務体制移行計画」を準用する。

- 【実施業務内容】 ● 「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第4節 第5-3)

4 職員の健康管理及び安全管理

地震災害対策編 第4章 第4節 第5 4 「職員の健康管理及び安全管理」を準用する。

- 【実施業務内容】 ● 「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第4節 第5-4)

第6 財政措置

地震災害対策編 第4章 第4節 第6 「財政措置」を準用する。

- 【実施業務内容】 ● 「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第4節 第6)

第7 燃料確保計画

地震災害対策編 第4章 第4節 第7 「燃料確保計画」を準用する。

- 【実施業務内容】 ● 「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第4節 第7)

第8 二次災害の防止策

地震災害対策編 第4章 第4節 第8 「二次災害の防止策」を準用する。

- 【実施業務内容】 ● 「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第4節 第8)

第5節 避難対策

大規模な災害発生、または発生の恐れのある場合は、市民の安全を確保するため迅速・的確に避難誘導を行うとともに、被災した市民に対しては、早期に安全な避難所に避難できるよう、各自治会等と協力して避難所を開設する。この際、安心して避難ができるように努めるとともに、市民による安定した運営ができるように協力・指導する。

また、避難生活における健康の確保について保健師活動、防疫、食品衛生、精神保健の方向からのケアに留意する。

実施項目	担当班
避難誘導	災害対策本部事務局総括班, 災害対策本部事務局情報班, 総合対応部広報・報道班, 福祉・救護・避難支援部各班, 教育部各班, 消防部消防班
施設利用者の安全対策	各部, 各課
避難所運営	福祉・救護・避難支援部避難所班
避難生活における健康の確保	—
1 保健師活動	福祉・救護・避難支援部救護・防疫班
2 防疫対策	福祉・救護・避難支援部救護・防疫班
3 食品衛生の確保	福祉・救護・避難支援部救護・防疫班
4 精神保健対策	福祉・救護・避難支援部救護・防疫班

第1 避難・誘導

地震災害対策編 第4章 第5節 第1「避難・誘導」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第5節 第1)

第2 施設利用者の安全対策

地震災害対策編 第4章 第5節 第2「施設利用者の安全対策」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第5節 第2)

第3 避難所運営

地震災害対策編 第4章 第5節 第3「避難所運営」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第5節 第3)

第4 避難生活における健康の確保

1 保健師活動

地震災害対策編 第4章 第5節 第4 1「保健師活動」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第5節 第4-1)

2 防疫対策

地震災害対策編 第4章 第5節 第4 2「防疫対策」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第5節 第4-2)

3 食品衛生の確保

地震災害対策編 第4章 第5節 第4 3「食品衛生の確保」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第5節 第4-3)

4 精神保健対策

地震災害対策編 第4章 第5節 第4-4「精神保健対策」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第5節 第4-4)

第6節 被災者生活支援

大規模な災害が発生した後、被災した市民の不安、混乱等を防止し、生活を安定させるため、市民目線で、きめ細やかな被災者生活支援を行う必要がある。このため、被災者のニーズ、被害状況を的確に把握し、広報活動、生活物資の供給を推進し、関係機関等と密接に連携・調整し、ボランティア活動支援、要配慮者支援対策、帰宅困難者対策を適切に実施する。

また、応急教育・保育等対策については、乳幼児、児童、生徒の安全対策を講じ、開始の準備を進め、教育・保育再開に努める。

さらに、ペット保護対策については、関係機関との協力体制を確立し、被災ペットの保護、適正飼養に努める。

実施項目	担当班
被災者への広報活動	総合対策部広報・報道班
生活物資の供給	—
1 食糧等の供給	災害対策本部事務局物資調達・配送班
2 飲料水の供給	上下水道部応急給水班
3 生活必需品の供給	災害対策本部事務局物資調達・配送班
要配慮者支援対策	—
1 要配慮者支援対策	福祉・救護・避難支援部要配慮者対策班、福祉・救護・避難支援部救護・防疫班
2 要配慮者支援対策(外国人)	福祉・救護・避難支援部要配慮者対策班
応急教育・保育等対策	—
1 応急教育対策	教育部教育1班
2 応急保育等対策	福祉・救護・避難支援部避難所班
災害ボランティア活動支援	福祉・救護・避難支援部ボランティア支援班
帰宅困難者対策	福祉・救護・避難支援部避難所班
ペット保護対策	福祉・救護・避難支援部避難所班

第1 被災者への広報活動

地震災害対策編 第4章 第6節 第1「被災者への広報活動」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第6節 第1)

第2 生活物資の供給

1 食糧等の供給

地震災害対策編 第4章 第6節 第2 1「食糧等の供給」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第6節 第2-1)

2 飲料水の供給

地震災害対策編 第4章 第6節 第2 2「飲料水の供給」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第6節 第2-2)

3 生活必需品の供給

地震災害対策編 第4章 第6節 第2 3「生活必需品の供給」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第6節 第2-3)

第3 要配慮者支援対策

1 要配慮者支援対策

地震災害対策編 第4章 第6節 第3 1「要配慮者支援対策」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第6節 第3-1)

2 要配慮者支援対策(外国人)

地震災害対策編 第4章 第6節 第3 2「要配慮者支援対策(外国人)」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第6節 第3-2)

第4 応急教育・保育等対策

1 応急教育対策

地震災害対策編 第4章 第6節 第4 1「応急教育対策」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第6節 第4-1)

2 応急保育等対策

地震災害対策編 第4章 第6節 第4 2「応急保育等対策」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第6節 第4-2)

第5 災害ボランティア活動支援

地震災害対策編 第4章 第6節 第5「災害ボランティア活動支援」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第6節 第5)

第6 帰宅困難者対策

地震災害対策編 第4章 第6節 第6「帰宅困難者対策」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第6節 第6)

第7 ペット保護対策

地震災害対策編 第4章 第6節 第7「ペット保護対策」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第6節 第7)

第7節 災害救助法の適用

災害による被害が一定基準以上であり、かつ応急的な救助を必要とする場合、災害救助法の適用による救助を行うことにより、被災者の保護と社会の秩序の保全を図るものとする。この際、関係各班と密接に連携し、早期に被災情報を的確に把握分析し適用基準に照らし合わせ申請する。また、県との適時かつ円滑な調整にも留意する。

実施項目	担当班
災害救助法の適用	災害対策本部事務局財政班

地震災害対策編 第4章 第7節「災害救助法の適用」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第7節)

第8節 応急・復旧・事後処理

災害による被害に対し、市の応急・復旧・事後処理を如何に円滑・的確に実施できるかで、その後の市民生活の安定を確保するための復旧・復興業務の成否を左右する。このため、被害状況等を確実に把握し、関係法令等に基づき適正かつ迅速に実行するとともに、関係機関等と密接に連携し、情報を共有する。この際、報告、広報・報道に留意する。

実施項目	担当班
住宅応急対応策	生活基盤対応部建築班
ライフライン施設の応急復旧	生活基盤対応部土木班, 上下水道部応急給水班, 上下水道部下水道班, 災害対策本部事務局情報班
清掃処理	—
1 廃棄物処理	生活基盤対応部防れき処理班
2 汚水処理	上下水道部下水道班
交通の確保・障害物の除去	—
1 道路交通の確保	生活基盤対応部土木班
2 鉄道交通の状況把握等	災害対策本部事務局物資調達・配送班
3 路上障害物の除去	生活基盤対応部土木班
行方不明者捜索	災害対策本部事務局総括班, 消防部消防班
遺体処理, 火葬, 埋葬	総合対応部市民相談窓口班

第1 住宅応急対応策

地震災害対策編 第4章 第8節 第1「住宅応急対応策」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第8節 第1)

第2 ライフライン施設の応急復旧

地震災害対策編 第4章 第8節 第2「ライフライン施設の応急復旧」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第8節 第2)

第3 清掃処理

1 廃棄物処理

地震災害対策編 第4章 第8節 第3 1「廃棄物処理」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第8節 第3-1)

2 汚水処理

地震災害対策編 第4章 第8節 第3 2「汚水処理」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第8節 第3-2)

第4 交通の確保・障害物の除去

1 道路交通の確保

地震災害対策編 第4章 第8節 第4 1「道路交通の確保」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第8節 第4-1)

【緊急輸送道路】 ●「守谷市防災施設等(避難所, 避難場所, 緊急輸送道路)配置地図(地-03-004)」

2 鉄道交通の状況把握等

地震災害対策編 第4章 第8節 第4 2「鉄道交通の状況把握等」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第8節 第4-2)

3 路上障害物の除去

地震災害対策編 第4章 第8節 第4 3「路上障害物の除去」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第8節 第4-3)

第5 行方不明者捜索

地震災害対策編 第4章 第8節 第5「行方不明者捜索」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第8節 第5)

第6 遺体処理, 火葬, 埋葬

地震災害対策編 第4章 第8節 第6「遺体処理, 火葬, 埋葬」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第8節 第6)

第9節 農地・農業計画

大規模な災害が発生した場合、守谷市の各土地改良区及び茨城みなみ農業協同組合と連携し、農地・農業施設の被害状況を正確に把握するとともに、適時・迅速な応急対策を実施する。この際、県への適時な調整・報告に努めるとともに、市の実施する各種被災認定を適切に実施する。また、復旧時には、刈入時期等に留意する。

実施項目	担当班
農地・農業計画	災害対策本部事務局物資調達・配送班

【実施業務内容】 ● 「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第9節)

第10節 地区の孤立対策

利根川、鬼怒川、小貝川における洪水が発生した場合、その地形的な特性から一時的な浸水により、孤立する事態が想定される地区がある。市、国、県及び防災関係機関等は、早期に気象情報等を把握するとともに、浸水により孤立するおそれのある地区の状況を相互に情報共有できる体制を確保しつつ、被害状況の早期把握、避難誘導・救出等に関し迅速な対応を実施し、市民の安全を確保する。

実施項目	担当班
地区の孤立対策	災害対策本部事務局統括班

【実施業務内容】 ● 「守谷市災害時行動マニュアル」(第4章 第10節)

第4章

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 被災者生活の安定

市は、被災した市民生活を早期に回復、安定させ、自力復興を促進し、支援して行かなければならない。このため、混乱回復に努め、関係機関等と綿密に連携を図るとともに、各種関係業務を円滑かつ迅速に実施することが重要である。

実施項目	担当班
り災証明書の発行	総合対応部市民相談窓口班, 各部, 各班 災害対策本部解散後の担当各部・各課
住宅等被害認定調査	市民相談窓口班 災害対策本部解散後の担当各部・各課
災害義援金品の配布	災害対策本部事務局財政班, 災害対策本部事務局物資調達・配送班, 社会福祉課
被災者支援対応	総合対応部市民相談窓口班, 各部, 各班, 総合対応部広報・報道班, 社会福祉課, 災害対策本部解散後の担当各部・各課
生活資金の支給・融資	福祉・救護・避難支援部要配慮者対策班, 社会福祉課, 災害対策本部解散後の担当各部・各課
被災者生活再建支援制度の適用	福祉・救護・避難支援部避難所班 社会福祉課
中小企業等の再建支援	災害対策本部事務局物資調達・配送班, 経済課, 災害対策本部解散後の担当各部・各課

第1 り災証明書の発行

地震災害対策編 第5章 第1節 第1「り災証明の発行」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第5章 第1節 第1)

第2 住宅等被害認定調査

地震災害対策編 第5章 第1節 第2「住宅等被害認定調査」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第5章 第1節 第2)

第3 災害義援金品の配布

地震災害対策編 第5章 第1節 第3「災害義援金品の配布」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第5章 第1節 第3)

第4 被災者支援対応

地震災害対策編 第5章 第1節 第4「被災者支援対応」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第5章 第1節 第4)

第5 生活資金の支給・融資

地震災害対策編 第5章 第1節 第5「生活資金の支給・融資」を準用する。

【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」(第5章 第1節 第5)

第6 被災者生活再建支援制度の適用

地震災害対策編 第5章 第1節 第6「被災者生活再建支援制度の適用」を準用する。

【実施業務内容】 ● 「守谷市災害時行動マニュアル」(第5章 第1節 第6)

第7 中小企業等の再建支援

地震災害対策編 第5章 第1節 第7「中小企業等の再建支援」を準用する。

【実施業務内容】 ● 「守谷市災害時行動マニュアル」(第5章 第1節 第7)

第2節 公共施設の災害復旧

実施項目	担当班
公共施設の災害復旧	災害対策本部事務局財政班, 各部, 各班 災害対策本部解散後の各部・各課

地震災害対策編 第5章 第2節「公共施設の災害復旧」を準用する。

【実施業務内容】 ● 「守谷市災害時行動マニュアル」(第5章 第2節)

第3節 激甚災害の指定

実施項目	担当班
激甚災害の指定	総務部財政課 震災復興対策本部(仮称)

地震災害対策編 第5章 第3節「激甚災害の指定」を準用する。

【実施業務内容】 ● 「守谷市災害時行動マニュアル」(第5章 第3節)

第4節 復興事業の推進

実施項目	担当班
復興事業の推進	総務部企画課, 総務部総務課, 総務部秘書課 都市整備部都市計画課, 震災復興対策本部(仮称)

地震災害対策編 第5章 第4節「復興事業の推進」を準用する。

【実施業務内容】 ● 「守谷市災害時行動マニュアル」(第5章 第4節)

守谷市地域防災計画（風水害対策編）

発行年月 平成31年 月

編集発行 守谷市防災会議

事務局 〒302-0198
茨城県守谷市大柏950番地の1
守谷市役所 生活経済部 交通防災課
電話 0297 (45) 1111 (内線 140)
<http://www.city.moriya.ibaraki.jp/>
